

○処理困難通知に係る施行通知

(1) 部長通知

第十三 産業廃棄物処理業者による委託者への通知の義務付け

排出事業者がその排出事業者責任を果たし適正処理を確保するためには、産業廃棄物の処理を委託した先において何らかの事情によりその適正な処理が困難となった場合において、その事実を事業者が迅速に把握し、適切な措置を講ずることが重要であるが、現状では必ずしも事業者が迅速に把握し得る仕組みとなっておらず、産業廃棄物処理業者が産業廃棄物の処理能力を十分に確保できないにもかかわらず、排出事業者から産業廃棄物処理業者への産業廃棄物の処理委託及び産業廃棄物の搬出が継続されることにより、不適正処理が拡大する事例が少なくない。

そこで、産業廃棄物処理業者は、収集、運搬又は処分を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由として環境省令で定める事由が生じたときは、遅滞なく、その旨を委託者に対し通知しなければならないこととし、委託者である排出事業者が産業廃棄物処理業者の産業廃棄物の処理の状況を迅速に把握できるような仕組みを設けることとした（法第14条第13項等）。

また、委託者である排出事業者は、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理行程において適正に処理が行われるために必要な措置を講ずる責務を有していることを踏まえ、当該排出事業者が上記の通知を受けたときは、生活環境保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じなければならないこととした（法第12条の3第8項）。

(2) 課長通知

第十二 産業廃棄物処理業者等による委託者への通知の義務付け

1 産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となる事由（規則第10条の6の2等）

産業廃棄物処理業者等は、産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由として次に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく、その旨を当該処理の委託者に対し通知しなければならないこと。

(1) 事業の用に供する産業廃棄物の廃棄物処理施設において破損その他の事故が発生し、当該施設を使用することができないことにより、当該施設において保管する産業廃棄物の数量が保管上限に達したこと。

なお、破損その他の事故が発生し、廃棄物処理施設を使用することができない場合であっても、産業廃棄物の保管量が上限に達するまでの間であれば、産業廃棄物の搬入が継続されても生活環境保全上の支障は生ずることはないことから、本通知の対象とはならないこと。

(2) 産業廃棄物処理業者等の全部又は一部を廃止したことにより、現に委託を受けている産業廃棄物の処理がその事業の範囲に含まれないこととなったこと。

(3) 事業の用に供する産業廃棄物処理施設を廃止し、又は休止したことにより、現に委託を受けている産業廃棄物の処分を行うことができなくなったこと。

なお、産業廃棄物処理施設を複数設置している場合において、委託を受けた産業廃棄物の処分を行う予定であった施設を休廃止したが、他の施設は通常通り稼働し、当該産業廃棄物の処理が可能であるときは、本通知は不要であること。

(4) 事業の用に供する産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場に係る埋立処分が終了したことにより、現に委託を受けている産業廃棄物の埋立処分を行うことができなくなったこと。

なお、産業廃棄物の最終処分場を複数設置している場合において、委託を受けた産業廃棄物の処分を行う予定であった最終処分場の埋立処分が終了したが他の最終処分場の埋立処分が終了しておらず、当該産業廃棄物の埋立処分を行うことが可能であるときは、本通知は不要であること。

(5) 産業廃棄物処理業者等が欠格要件（その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めらるるに足りる相当な理由がある者、暴力団員等及び暴力団関係者がその事業活動を支配する者を除く。）に該当するに至ったこと。

(6) 法第 14 条の 3 に基づく事業停止命令を受けたこと。

(7) 産業廃棄物処理施設を設置している場合において、法第 15 条の 3 第 1 項の規定に基づく施設設置許可の取消しを受けたこと。

(8) 産業廃棄物処理施設を設置している場合において、法第 15 条の 2 の 7 の規定に基づく改善命令等を受け、当該施設を使用することができないことにより、当該施設において保管する産業廃棄物の数量が保管上限に達したこと。

2 通知すべき受託者の範囲

産業廃棄物処理業者等は、現に委託を受けている産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となる事由が生じたときは適正な処理が困難となった産業廃棄物に係る委託契約を締結している排出事業者すべてに通知する必要があること。

一方、産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となる事由が生じた場合であっても、適正な処理を引き続き行うことができる産業廃棄物に係る委託契約を締結している排出事業者に対しては、通知を行う必要はないこと。例えば、焼却施設と破碎施設を設置している産業廃棄物処理業者等に対して、産業廃棄物の焼却のみを委託している排出事業者がいた場合において、破碎施設に事故があったときは、焼却処理に関しては引き続き適正に行うことができることから、当該排出事業者に対しては、本通知は不要であること。

3 通知の手続

通知は、1 に掲げる事由が生じた日から 10 日以内に、当該事由が生じた年月日及び当該事由の内容を明らかにした書面又は電子ファイルを送付することにより行うこと（第 10 条の 6 の 3、環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（以下「情報通信規則」という。）第 7 条等）。

通知をしたときは、当該通知の日から 5 年間、当該通知の写しを書面又は電子ファイルにより保存すること（規則第 10 条の 6 の 4、情報通信規則別表第一等）。

4 事業者が講ずべき措置

(1) 管理票交付者（法第 12 条の 3 第 2 項に規定する管理票交付者をいう。）は、通知を受けた

ときは、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じなければならないこと（法第 12 条の 3 第 8 項）。また、通知を受けた際に産業廃棄物処理業者等に引き渡した産業廃棄物について処理が終了した旨のマニフェストの送付を受けていないときは、通知を受けた日から 30 日以内に都道府県知事に規則様式による報告書を提出しなければならないこととしたこと（規則第 8 条の 29）。

(2) 事業者が講ずべき措置としては、例えば、次のような措置が考えられること。

① 通知を発出した産業廃棄物処理業者等が処理を適切に行えるようになるまでの間、その処理業者に新たな処理委託を行わないこと。とりわけ、産業廃棄物を引き渡していないときに通知を受けた場合には、当該措置を講ずることであること。

② 処分を委託した産業廃棄物が処分されていないことが判明した場合にあっては、委託契約を解除して他の産業廃棄物処理業者等に処分を委託し直すこと。

③ 委託した産業廃棄物が再委託可能なものである場合にあっては、通知を発出した産業廃棄物処理業者等に依頼し、他の産業廃棄物処理業者等に再委託基準に則って再委託させること。

(3) 管理票を用いて産業廃棄物の処理の委託を行った者が都道府県知事に報告書を提出しなければならない場合とは、具体的には次に掲げる場合であること。

① 産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者（以下「産業廃棄物収集運搬業者等」という。）からの通知を受けた場合において、産業廃棄物収集運搬業者等に引き渡した産業廃棄物（当該通知をした産業廃棄物収集運搬業者等に運搬を委託したものに限る。）について運搬が終了した旨のマニフェストの送付を受けていないとき

② 産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者（以下「産業廃棄物処分業者等」という。）からの通知を受けた場合において、産業廃棄物収集運搬業者等又は産業廃棄物処分業者等に引き渡した産業廃棄物（当該通知をした産業廃棄物処分業者等に処分を委託したものに限る。）について処分が終了した旨のマニフェストの送付を受けていないとき

(4) また、電子マニフェストを用いて産業廃棄物の処理の委託を行った者についても上記と同様の考え方としたこと（規則第 8 条の 38）。

(5) なお、産業廃棄物処理業者等が通知事由に該当しなくなったときは、廃棄物の処理の委託を再開して差し支えないこと。